

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	令和一年一月一日 (第一回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	木津川市 262145
地域名 (地域内農業集落名)	棚倉 綺田1、綺田2、綺田3、綺田4平尾5、平尾6、平尾7

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	184.30 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	121.04 h a
② 田の面積	97.59 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	83.23 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.80 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.00 h a
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	64.56 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.74 h a
(備考)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 ■綺田 農振農用地及び調整区域のうち権利設定のある農地 ■平尾 農振農用地及び調整区域の農地（一部集積が困難な農地、バイパス道路工事に係る農地、転用された農地を除く）	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

■綺田 主に3つの課題から、遊休農地の更なる増加が懸念される。 1. 担い手不足のため、担い手を確保する必要がある。 2. 湿田が多く、農作物の生産効率や収穫量が低いため、農地の利用について検討する必要がある。 3. 有害鳥獣による被害で作物の収穫が難しいため、被害の対策を検討する必要がある。 ■平尾 農業者の8割以上が60代を越えており、今後も高齢化に伴う担い手の減少が加速し、さらには耕作放棄地の増加が懸念される。また水稲生産が盛んな平地部以外に山間部も混在しているため、山間部については有害鳥獣による農作物への被害も増加している。農地を保全するためにも担い手の育成確保及び有害鳥獣被害への対応・対策が必要である。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

■綺田 1. 兼業農家、入作農家の受入を検討し、農地を適切に管理する。 2. 湿田が多いため、保全等により管理していく区域を検討する。 3. 放任果樹の残渣(ざんさ)を管理し、有害鳥獣被害の対策をする。 ■平尾 地域農業保全のため、既存担い手への支援のみならず、集落営農組織の立ち上げや区域外からの新規参入者の受け入れ体制を整備。また、主に水稲生産中心のため、水稲の他に、高収益作物の産地化を図り、農業者の所得向上へ繋げる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
■綺田 地域が主体となり地元農業委員はじめとする関係機関と調整しながら、農地中間管理機構を通じて担い手の集積・集約化を進める。 ■平尾 中間管理機構の利用による担い手(認定農業者等)への農地の集積・集約化を基本とし、担い手に支障のない範囲で農業を担う者(兼業、家庭菜園等)による農地利用を進める。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	3.2	%	将来の目標とする集積率
			3.7 %

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標
<p>■綺田 耕作者が不在の農地が出現した場合は、隣接農地の担い手に優先的に集約し集団化を進める。</p> <p>■平尾 担い手への農地集積については、営農効率を向上させるため、農地の集約化を進め、団地数の減少と団地面積の拡大を進める。</p>

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
<p>■綺田 地域が主体となり地元農業委員はじめとする関係機関と調整しながら、農地中間管理機構を通じて担い手の集積・集約化を進める。</p> <p>■平尾 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員、農業委員と農地相談員で調整し、農地バンクを通じて進める。</p>
(2) 農地中間管理機構の活用方法
<p>■綺田 地域が主体となり地元農業委員はじめとする関係機関と調整しながら、担い手の意向を踏まえて農地バンクなどを活用する。</p> <p>■平尾 担い手不在農地について、中間管理機構への貸し付けにより、既存担い手や新規就農者等の経営意向を踏まえ集積・集約化を進める。</p>
(3) 基盤整備事業への取組
<p>■綺田 担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の実施を必要に応じて検討する。</p> <p>■平尾 担い手のニーズを踏まえ、ほ場整備事業を活用し、農地の大区画化や汎用化等のための基盤整備を検討する。</p>
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
<p>■綺田 兼業、新規就農者、入作農家、家庭菜園、市民農園等の農地活用も奨励する。地域が主体となり関係機関と連携して、多様な担い手に情報提供を行う。</p> <p>■平尾 行政やJA等と連携し、地域内外から新たな経営体を確保するため、農地のあっせん、営農・経営指導など定着まで支援を展開する。</p>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】
<p>■綺田①・⑦ 雑草の除去や残渣の管理及び補助金事業の活用により、鳥獣害対策を進め農地の保全に取り組む。</p> <p>■平尾①・③ ①電柵や広域柵の設置により有害鳥獣の農地への進入を防止する。また猟友会の協力の下、増加しないよう駆除に努め被害拡大を防ぐ。 ③スマート農業の導入により、営農者の負担軽減を図り、経営規模の拡大を図る。</p>

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
別紙1のとおり									
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業者名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。